

真の働き方改革の実現を求める決議

安倍政権は「働き方改革実行計画」のうち、労働時間法制と均等・均衡待遇法制・雇用対策法等の見直しを柱とする法「改正」のため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」（働き方改革関連法案）を労働政策審議会に諮問し、1月に召集された通常国会に提出し成立を狙っています。

「働き方改革」関連法案は、過労死ラインの労働時間の上限規制を設定し長時間労働を容認するものであり、また、「雇用の流動化」という名のもと、多様で柔軟な不安定雇用を増やし、総額人件費を抑制する政策で、労働者保護法制を破壊し、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を作ることにお墨付きを与えるものです。

最大の問題点は、時間外労働の上限規制、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度、同一労働同一賃金をすべて一つの法律案に一本化し、労働基準法、じん肺法、雇用対策法、労働安全衛生法、労働者派遣法、労働時間設定改善法、パート法、労働契約法という8本にもわたる法「改正」を一括して法律案とした点にあります。

正規労働者と非正規労働者の労働条件の格差を是正することを目的とする同一労働同一賃金関連法案と、労働基準法の労働時間法制を大きく変更するという全く異なる立法目的と趣旨の法律案を、一本化して国会で審議することに問題があるのはもちろん、特に労働基準法の改正に関しては、長時間労働を抑制するための新たな「規制」である時間外労働の上限規制と、労働時間法制の「規制緩和」である裁量労働制の拡大・高度プロフェッショナル制度という正反対の法律案を一括法案とすることに大きな矛盾があります。

数多くの論点を内包した複数法案を一括で国会に出すやり方は、戦争法をはじめ、これまでも安倍政権によって多用されてきましたが、過去の経過をみれば必要な審議時間が確保されず、質疑が深められないまま時間切れとされて採決にもちこまれるケースが多くあります。

労働者が健康で働きやすい環境をつくるためには、勤務間の休息期間（インターバル）の確保を法律で義務づけることや、労働者に虚偽申告させたり、持ち帰り残業をさせたりすることによるサービス残業をなくすために、使用者に時間管理の把握と記録を罰則付きで義務化させることなどが必要です。

私たち金融労連は、安倍政権の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、労働法制の改悪に断固反対するとともに、より多くの国民や労働者と連帯して「真の働き方改革」の実現を目指します。

以上決議する。

2018年1月28日

全国金融労働組合連合会第12回中央委員会